

財政援助団体等監査の結果

監査の期間

平成25年8月20日から平成25年9月30日

監査の対象

建設部所管の都市計画課が下記土地区画整理組合に支払った平成24年度の西尾市土地区画整理事業補助金

- ・ 西尾平坂東部土地区画整理組合
- ・ 西尾吉山土地区画整理組合

監査の方法

補助金を交付している担当部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて関係職員の説明を聴取しながら監査した。

監査の結果

1 所管部局関係

補助金等の交付・支払手続、履行の確認等はおおむね適正な事務処理がされていると認められたが、一部に適切でないものが見受けられた。

2 団体関係

補助金等の申請・請求手続、受領、会計経理等はおおむね適正な事務処理がされ、目的に沿った事業が実施されていると認められたが、一部に適切でないものが見受けられた。